

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
氏 名 大栄環境 株式会社
代表取締役 金子 文雄
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の4第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

香川県知事 浜田 恵 造



許可の年月日 平成30年10月23日

許可の有効年月日 平成37年1月15日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

余 白

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成18年1月16日 (当初許可)
- 平成23年1月16日 (更新許可)
- 平成30年1月16日 (更新許可)
- 平成30年10月23日 (変更許可)

5. 積替え許可の有無 存・無

市名 余 白 許可番号 余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下 余 白

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

複写

1. 事業の範囲

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 ①揮発油類、灯油類及び軽油類
②次の物質を含むことのみにより有害なもの
(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジキサン)

感染性産業廃棄物

廃石綿等汚泥

次の物質を含むことのみにより有害なもの
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイキシン類、1,4-ジキサン) 以上

以下余白

【注意】

本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。